

信州大学大学院総合工学系研究科転専攻等に関する申合せ

総合工学系研究科における転専攻については、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号）第26条第2項の規定に基づき、以下の定めるところによる。

1. 転専攻の申出資格

1年次在籍者とする。

2. 受入時期

原則として学期または学年の始めとする。

3. 転専攻の手続き

転専攻を希望する学生は、現主指導教員及び受入れ主指導教員の承諾を得た上で、転専攻を希望する日の2ヶ月前までに、転専攻願（別紙様式1）及び研究計画書（別紙様式2）を現に所属する専攻キャンパスの大学院担当をとおし、研究科長（大学院室）へ提出するものとする。

研究科長は、受入れ専攻へ受入れにかかる審査等の依頼をする。

4. 選考方法

受入れ専攻は適性等を判断するため、口頭試問を含む学習状況その他についての審査を行うものとする。

5. 既修得単位の取扱

受入れ専攻が認める場合は、別表のとおり転専攻前に修得した科目の単位を、転専攻先の科目として読替を可能とする。

受入れ専攻は、単位の認定を行った後、研究科長に報告する。

6. 転専攻の判定

研究科委員会で決定する。

7. 在学期間

転専攻をした者の在学期間は、転専攻をする前に在学した期間

(休学期間を除く。)を通算し、6年とする。

8. 休学期間

転専攻をした者の休学期間は、転専攻をする前に休学した期間を通算し、3年を超えることができない。

9. その他

- ① 転専攻前に特別なコース等に所属していた場合は、その身分が失効するものとする。
- ② 再転専攻は認めないものとする。
- ③ 転講座にあっても同様の取扱を行うこととする。

附 則 (平成24年10月10日 総合工学系研究科代議員会承認)
この申合せは、平成24年10月11日から実施する。

附 則 (平成25年6月12日 総合工学系研究科代議員会承認)
この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

別表

取扱い区分		備考
転専攻前（修得済科目等）	転専攻先（読替科目等）	
授業科目Ⅰ	授業科目Ⅱ	単位認定可
授業科目Ⅱ	授業科目Ⅱ	単位認定可
※転専攻先の授業科目Ⅰに該当する科目	※授業科目Ⅰ	
特別演習Ⅰ	他専攻科目とみなすため 読替不可	単位認定不可
特別演習Ⅱ		
学外研修		